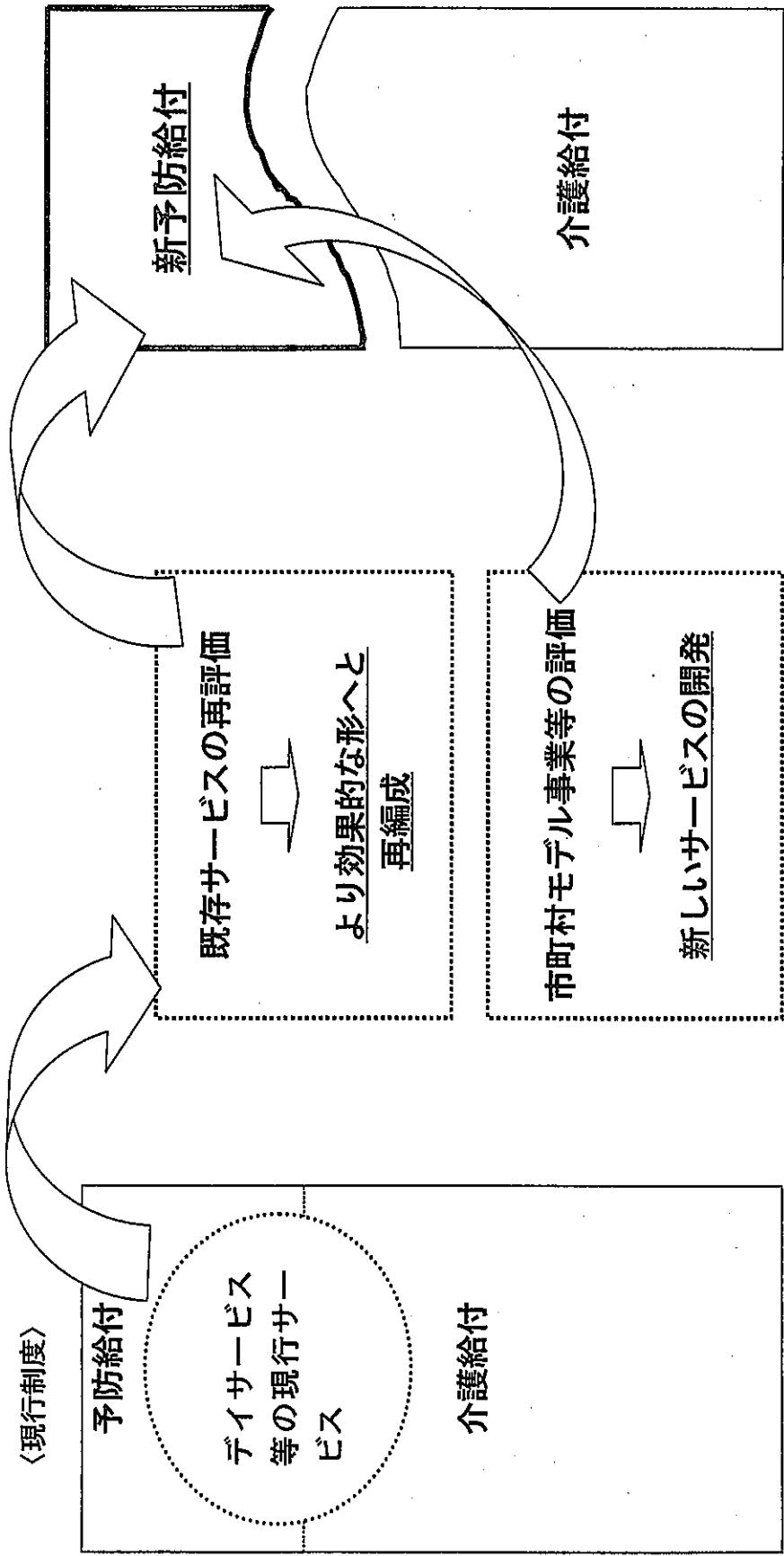


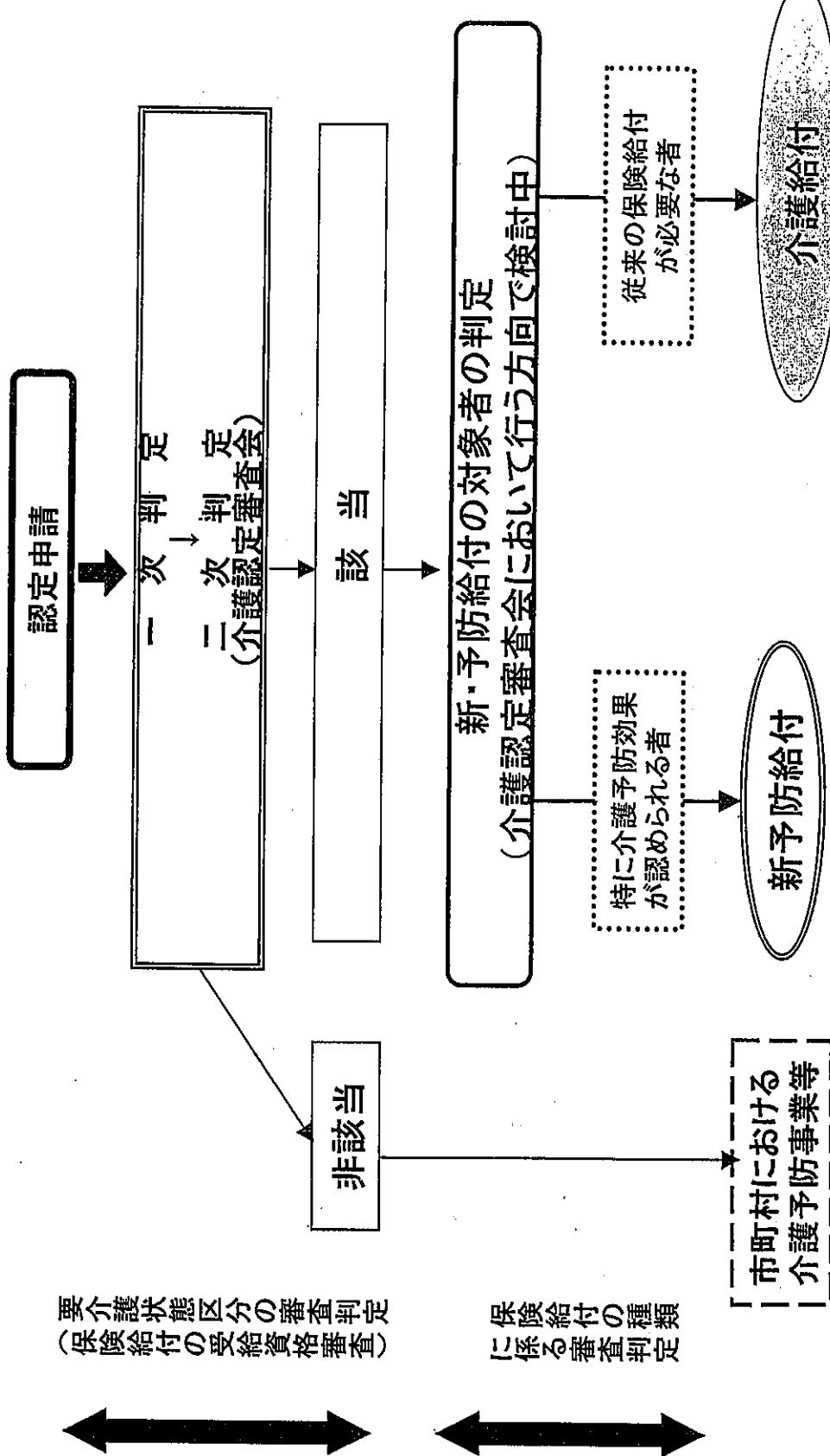
新予防給付のイメージ（案）

- 新予防給付の対象となるサービスは、
 - ① 介護保険法に基づく既存の居宅サービスを再評価・再構築し、新たにメニュー化したサービス
 - ② 市町村モデル事業において実施されるメニュー（筋トレ、栄養改善等）のうち、介護予防効果が認められたものから構成される。
- 具体的なサービスの内容については、去る8月5日に設置された「介護予防サービス評価研究委員会」の下に設置予定の「介護予防サービス開発小委員会」における検討を経て、本年度末までに成案を得る予定。



新予防給付の対象者選定及び給付決定の流れ（イメージ）（案）

- 要介護認定のスキームの中で新予防給付の利用者選定のためのスクリーニングを実施。
- 具体的なスクリーニング手法については、「介護予防サービス評価研究委員会」の下に設置予定の「介護予防スクリーニング手法検討小委員会」における検討を経て、本年度内までに成案を得る予定。



現行の軽度者に対する介護保険サービスの提供

- 現行の介護保険サービスは、要介護状態・要支援状態・要介護状態にいたる背景の分析がなされないまま、状態のみに着目して提供されている。
- また、現行の要支援や要介護1といった軽度者については、提供されるサービスは単品メニューが大半であり、その内容も生活援助型訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の割合が高くなっている。
- こうしたサービス提供は、軽度者の要介護度の維持や改善につながっていない（予防効果を示していない）との指摘がなされている。

要介護状態等における個人の例

状態のみに着目したサービスの提供

※ 実態としては、軽度者に対するケアンプランの内容は大半がいわゆる単品プランであり、サービス内容も以下のサービスが殆どである。

- ◇生活援助型訪問介護
- ◇通所介護（入浴・食事等）
- ◇福祉用具貸与（車いす等）

要介護状態等

要介護状態等にいたる直接的原因

転倒による骨折

徐々に生活機能
が低下
(廃用症候群)

介護予防プログラム提供のイメージ（案）

- 介護予防プログラムについては、要介護状態・要支援状態・要介護状態といつた被保険者の状態にのみ着目するのではなく、要介護状態・要支援状態にいたる直接的及び間接的な原因にも着目して設定する。
- 具体的な介護予防プログラムの提供方法については、「介護予防サービス評価研究委員会」の下に設置予定の「介護予防サービス開発小委員会」における検討を経て、本年末までに成案を得る予定。

要介護状態等にある個人の例

要介護状態等にいたる直接的原因

転倒による骨折

徐々に生活機能
が低下
(糖尿病症候群)

背景・間接的な原因の例

妻の死別といった家族構成の変化
食欲の低下
筋力の低下
外出しない

尿もれが気になる
閉じこもり

プログラムの例

- △生活自立能力の向上
- △栄養状態の改善
- △社会参加の促進
- △筋力の向上

プログラムの例

- △尿失禁への対応
- △社会参加の促進

介護予防マネジメントのイメージ(素)

認定外からの事業対象者
○実態把握による事業対象者
○相談窓口を通じた事業対象者

アセスメントの実施

プランの策定

再アセスメントの実施

非該当

- 非該当者に対して、地域支援事業を利用するよう勧奨。
- 利用希望者に対する訪問によるアセスメントの実施。

新予防給付対象者

要介護認定

- アセスメント結果を踏まえ、事業の実施プランの策定。

- 事業者を中心とした課題にプランの実施。
- 6月～1年を1タームとして介護予防サービスを提供。

介護給付対象者

- ケアマネを中心としたアセスメントを実施し、当該アセスメント結果及び本人の希望を踏まえたケアプランの策定。

支援

地域包括支援センター(仮称)

- 利用者に対する継続的なアセスメントの実施など、ケアマネによるプランの実施状況の把握。

- 当初アセスメントにおいて設定した課題について、改善度等を評価。

要介護認定(新規・更新・変更)

③ 老人保健事業の見直し

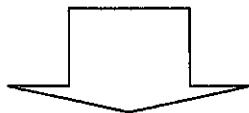
老人保健事業の現状と課題について

老人保健事業の現状

- 老人保健事業については、昭和57年度以降、これまで4次にわたる計画に基づき20年以上もの長期にわたり事業を展開。
- 今年度は、平成12年度からスタートしている第4次計画の最終年度という大きな節目の年。

老人保健事業の課題

- これまで、規模を拡大・充実しながら事業を展開してきたところであるが、専門家等からは、
 - ① これまで、年齢にかかわらず生活習慣病対策が実施されてきたが、今年度は介護予防の観点からも事業を展開する必要がある、
 - ② 対象者の把握が困難であり、本来、健診の必要な者が制度の対象から漏れている、
 - ③ 医療保険や労働安全衛生など、他制度の保健事業との連携が必ずしもとられていない、
 - ④ 事業の効果の検証や精度管理が十分に行われていない等の指摘がなされているところである。



- こうした点を踏まえ、今後の老人保健事業の在り方を検討するため、本年7月に「老人保健事業の見直しに関する検討会」を局内に設置し、抜本的な見直しの議論をスタートしたところ。
- 同検討会においては、本年10月を目途に結論を得る予定である。

老人保健事業の見直しの視点について

老人保健事業の見直し－4つの視点－

「健康な65歳」から「健康な85歳」へ

- これまでの老健事業は、生活習慣病対策を中心に「健康な65歳」を作ることを目標としてきたが、これからは、従来の生活習慣病対策に加え、ヘルスプロモーションの視点も含め、高齢者における生活機能低下対策を強化すべきである。

健康づくり戦略の再統合と制度的役割分担の明確化

- これまで、各制度による縦割り型の健康づくりが行われてきたが、個人の生涯を通じた統一的・総合的な健康づくり体制を整備する必要がある。その上で、老健事業は何をどのように分担するのかを明確にするべきである。

個人のライフステージに応じた事業の展開

- これまで、一律に生活習慣病予防を想定した健康診査が実施されてきたが、今後は、ライフステージに応じた目標を示すべきである。

(例) 20歳～39歳：人生の「折り返し」時までに健康な生活習慣の確立を目指す。
40歳～64歳：健康な65歳を目指して、従来から行われてきた健康診査等を行う。
65歳～：健康な85歳を目指して、運動機能や日常生活活動等の取組を強化する。

サービスの評価の徹底

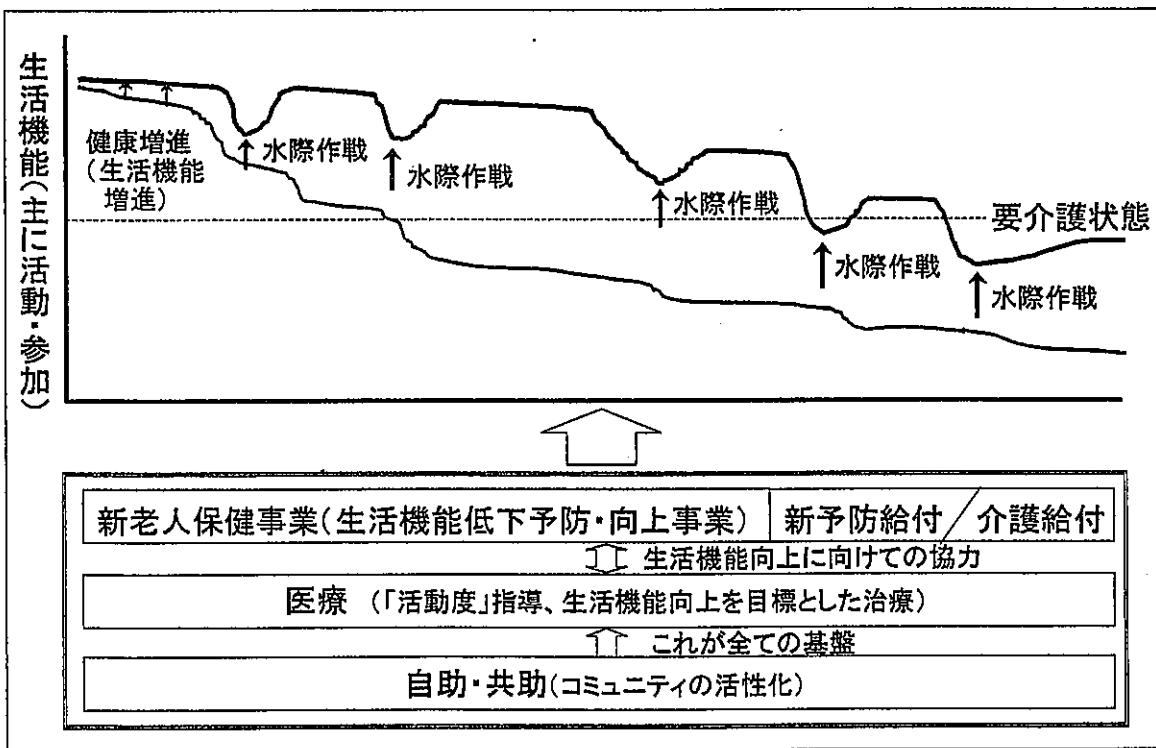
- これまで行われてきた各事業については、事業の評価が必ずしも十分とは言えなかったことを踏まえ、今後の事業の立案、実施にあたっては、その有効性等の評価に基づいて行われるべきである。

新老人保健事業における生活機能向上・ 低下予防のターゲット

- 現状の老人保健事業では、生活機能が低下した際に、早期発見・早期集中的対応（水際作戦）をするシステムがない。
- 新たな老人保健事業は、要介護認定後の新予防給付との連携を図りつつ、日頃からの生活機能の向上（健康増進）と、生活機能が低下した際の早期発見・早期集中的対応（水際作戦）とによる一貫した介護予防サービスを提供する。

新老人保健事業による生活機能低下予防・向上

— 早期発見・早期解決 —



(第3回老人保健事業の見直しに関する検討会 大川委員提出資料)

④ 檢討体制等

